

3 公害防止基準

排ガスは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物処理法、栃木県環境保全条例が該当します。その他に水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などがあります。

塩谷広域行政組合で建設予定のごみ焼却施設における公害防止計画規制値は、法規制より更に厳しい規制値の設定を計画しています。

	単 位	法令基準値	計画規制値
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.08以下	0.01以下
硫黄酸化物	ppm	3,027以下	30以下
塩化水素	ppm	430以下	43以下
窒素酸化物	ppm	250以下	50以下
一酸化炭素	ppm	100以下	30以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1以下	0.01以下

※ダイオキシン類の法令基準値は、平成12年1月15日からの新設の場合の基準値(焼却規模:2t~4t未満/時)

現在稼働している施設の排ガス測定値(塩谷広域環境衛生センター)

	単 位	法令基準値	測 定 値	
			1号炉	2号炉
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.08以下	0.003	0.004
硫黄酸化物	ppm	3,027以下	38	33
塩化水素	ppm	430以下	42	110
窒素酸化物	ppm	250以下	79	130
一酸化炭素	ppm	100以下	6	11
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5以下	0.00062	0.16

※ダイオキシン類の法令基準値は、平成14年12月1日からの既存炉の場合の基準値(焼却規模:2t~4t未満/時)

※測定試料採取日

平成20年6月12日(木)…ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、ダイオキシン類

平成20年7月15日(火)…硫黄酸化物、窒素酸化物

4 クローズドシステム

施設から発生する汚水は場外に排水しません。全て場内で再利用します。

「ニュースレター」及び「ごみ処理行政」に対するご意見・ご提案をお気軽にお寄せください。
また、塩谷広域行政組合施設整備室のホームページも開設しております。

※ホームページアドレス <http://www.shioyakouiki.or.jp/>

問い合わせ先

〒329-1572 栃木県矢板市安沢3622番地1

塩谷広域行政組合 施設整備室

薄井・小池・印南・斎藤

TEL 0287-48-2760 FAX 0287-48-0463